家庭裁判所における被害者に対する情報提供について

第1 被害者に対する一般的な周知活動

リーフレット「少年犯罪によって被害を受けた方へ」(イラスト等を用いて,被害者配慮制度についてわかりやすく説明したもの)を各家裁に配布するとともに,捜査機関,弁護士会,保護観察所等に備置きを依頼している。

第2 個別の事件における対応

1 被害者配慮制度の案内の充実

家庭裁判所では、被害者が死亡するような一定の重大事件及びその他裁判官が必要と認めた事件等において、被害者からの被害者配慮制度の利用の申出を 待たずに、リーフレットや庁内での担当窓口を明記した書面などを郵送して、 同制度の案内をしている。

2 被害者からの照会に対する回答の充実

家庭裁判所では,被害者からの問合せに対して,事件の送致を受けた日時, 罪名,審判期日等を回答し,必要に応じて,被害者配慮制度を説明している。

- 3 被害者配慮制度(記録の閲覧・謄写,審判結果通知等)の実施
 - ・記録の閲覧・謄写

平成12年改正法施行後の5年間で2880件の申出があり,そのうち98.5パーセントに相当する2836件について認めている。

審判結果の通知

平成12年改正法施行後の5年間で3180件の申出があり,そのうち99.2パーセントに相当する3153件について認めている。

4 被害者に対する情報提供に関する関係機関との連携

家庭裁判所では,被害者調査や被害者の意見聴取の結果について必要な情報について,被害者等の意見聴取結果を少年調査票に記載したり,意見聴取書の写しを社会記録に添付するなどして,関係機関に伝達している。

(参考)被害者調査の実施

家庭裁判所では,被害者が死亡するような一定の重大事件については,事件係属後比較的早い時点に,被害者本人やその家族から,被害者から見た非行の状況,被害の実情,少年の処分に対する意見等を聴取している。その際,調査官から,被害者配慮制度の内容や申出時期等について説明したり,希望があれば必要な用紙を渡している。